

# 個人会員申込書

私は「内閣総理大臣認定適格消費者団体 認定特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道」の会員に下記のとおり申込みます。

※会員種別に○をつけてください

個人正会員 ・  個人協力会員

※口数と金額をご記入ください

(  口 ) ¥

※2口以上の場合～1口目は年会費として、2口目からは寄付金となりますことをご了承ください。

※個人正会員 (年会費一口 2000 円)

当法人の目的に賛同し、当法人の活動を推進。総会での表決権を持ちます。

※個人協力会員 (年会費一口 1000 円)

当法人の目的に賛同し、当法人の事業に協力。総会での表決権はありません。

ふりがな

氏名  印 記入日 平成 年 月 日

■ご自宅住所 〒

市・郡 区・町

TEL (  -  ) FAX (  -  )

E-mail(PC)  @

※郵送物をご自宅以外(勤務先等)に希望される方は下欄にご記入ください

■名称(会社名・団体名など)

■住所 〒

市・郡 区・町

TEL (  -  ) FAX (  -  )

内閣総理大臣認定適格消費者団体 認定特定非営利活動法人  
消費者支援ネット北海道 理事長 町村 泰貴 様

## 内閣総理大臣認定 適格消費者団体 「認定特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道」の 個人正会員及び個人協力会員のお願い

近年、私たち消費者を取りまく環境は、新商品の開発やサービスの多様化などにより、消費者の選択肢が飛躍的に拡大した反面、事業者と消費者との間の情報量の格差が拡大し、消費者が契約トラブルに巻き込まれる事態が増加しています。

国は、悪質商法による消費者被害を未然に防止し、消費者全体の利益を守るため、内閣総理大臣が認定した「適格消費者団体」に、事業者の不当な行為に対する差止請求権を認める消費者団体訴訟制度が導入されました。

それを受けて、北海道生協連や北海道消費者協会、学識者、弁護士会、司法書士会が連携してオール北海道の「適格消費者団体」を目指した「特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道」が設立されました。

設立からホームページの開設、平成 20 年 4 月に NPO 法人格取得、6 月に検討委員会の発足など活動基盤を整えてきました。そうして、平成 20 年 12 月には道内の賃貸借契約の不当条項是正を求める初の当該業者に申入れを初め、現在までに 160 件を超える申入れ活動を実施しています。本年は当法人は、適格消費者団体の 2 回目の更新認定を受け、今後、消費者被害の未然防止・拡大防止に向け、さらなる活動を続けて行く所存です。

つきましては、是非会員としてご参画いただき当法人を支えていただくようお願いいたします。会員としてご参画いただける場合は、お手数ですが会員申込書にご記入いただき、郵送、ファクシミリ又は Eメールによりお知らせくださいますようお願いいたします。個人正会員につきましては、社員として表決権を有します。なお、会費は年会費になっております。

なお、平成 23 年 10 月 16 日から寄付金控除の対象となる認定 NPO 法人になり、年会費の二口目以上から寄付金の扱いになり、税額控除となる領収書を発行・送付いたしますので、よろしくをお願いいたします。

また、会員の皆様にはニュースレターやメールマガジン、セミナーなどのご案内をさせていただきます。

平成 28 年 3 月

各 位

特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道  
理事長 町村 泰貴  
(北海道大学教授)

事務局  
使用欄

名簿

管理簿

メルマガ